

春日井市国民健康保険運営協議会 議事録

- 1 開催日時 平成 26 年 10 月 20 日（月）午後 3 時 00 分～3 時 45 分
- 2 開催場所 春日井市役所 第 3 委員会室
- 3 出席者
〔委 員〕 16 名
青山 倫子 福井 雅子 堀田 茂樹 井上 義基
加藤 智彦 石田 洋一 松浦 隆 臼井 留美子
小原 明美 熊谷 三映子 佐治 昌子 加納 満
村上 慎二郎 長縄 典夫 内田 謙 広瀬 茂
〔事務局〕 8 名
早川副市長 宮澤健康福祉部長
富永保険医療年金課長 伊藤保険医療年金課長補佐
川原保険医療年金課長補佐 鈴木主査 右高主査 野口主査
〔傍聴者〕 なし

- 4 議題
(1) 「国民健康保険税課税限度額の改定について」
(2) 「出産育児一時金の改定について」
(3) 「その他」

- 5 会議資料
国民健康保険運営協議会資料

- 6 諮問
伊藤市長が、春日井市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定により、次のとおり諮問した。

〔諮問内容〕

- 1 国民健康保険税の課税限度額の改定について

- (1) 改定内容

後期高齢者支援金等課税額の限度額「140,000 円」を「160,000 円」に、介護納付金課税額の限度額「120,000 円」を「140,000 円」に改める。

- (2) 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 出産育児一時金の改定について

(1) 改定内容

出産育児一時金の支給に係る次の事項について、健康保険法施行令が改正される見込みとなったため、改正後の規定に準拠することとし、次のように改める。

① 出産育児一時金の額

390,000 円から改正額（404,000 円予定）へ改める。

② 産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合に加算する額

30,000 円から基準額（16,000 円予定）へ改める。

(2) 施行期日

平成 27 年 1 月 1 日から施行する。（予定）

7 議事内容

【青山会長】

- ・本日の出席委員は、20 名中 16 名で協議会規則第 5 条の規定により半数以上の出席を得ており、会議は有効に成立している。
- ・議事録署名委員は、協議会規則第 9 条の規定により、石田洋一委員と熊谷三映子委員にお願いする。

議題(1)「国民健康保険税課税限度額の改定について」

【富永保険医療年金課長】

国民健康保険税課税限度額の改定について、会議資料に基づき説明した。

〔質疑応答〕

【内田委員】

資料の 1 ページ、今回の課税限度額の改定の要旨として、「中所得者層の負担軽減を図るため」とある。また 4 ページではイメージ図が示されているが、今回は税率そのものの改定はなく、限度額のための引き上げとなっている。限度額の引き上げでどうしても中所得者層の負担が軽減されるのか。

これまで限度額 77 万円だったものが 81 万円になれば当然、負担が多くな

る世帯が出てくると思うが、負担軽減される世帯が出てくるという点について説明してほしい。

【富永保険医療年金課長】

資料4 ページの図は、国が課税限度額を引き上げる際に参考資料として使用するイメージ図である。

保険財政上の不足額を補うためには、国保税率を始め、被保険者1人あたりに賦課する均等割額や1世帯ごとに賦課する平等割額、そして、保険税の上限となる課税限度額を見直すこととなる。イメージ図の中で言うと、必要な保険税の総額は点線より下の部分、または、実線より下の部分となり、そのどちらの部分も同じ額となる。

課税限度額を77万円から81万円へ引き上げた場合、限度額77万円のときより限度額81万円のときの方が斜めの線、いわゆる保険税率の傾斜が緩く、言わば保険税率を低めに設定することができ、高所得者層の方の負担が増える形となる。こうしたことから、相対的に中所得者層の方の負担が軽減されるということである。

【内田委員】

税率は昨年度改定され今年で2年目である。例えば、今年と来年について、所得、家族構成、資産税額とも同じ世帯の場合、負担軽減される世帯はあるのか。

【富永保険医療年金課長】

実際には率を下げないため、負担増の世帯のみである。保険税率の改定を考えた場合、この限度額引き上げ分について率として下げることができるという意味であり、これはあくまでも考え方である。

しかし、今回の引上げに伴う増加見込額約4,300万円は、春日井市の現年度分の平成26年度保険税予算額約103億7,000万円の0.4%ほどであり、現状の保険税率等を変更できるような数値ではないため、実際には負担増の方のみである。

また、春日井市の現状としては、赤字の補填分として8億円相当を繰り入れているうえ、赤字額も6億円相当残っており、率を下げるとか額を下げるという状況にはないと考えている。

【内田委員】

資料にイメージ図や「中所得者層の負担軽減」という言葉があったのでお尋ねしたが、基本的には負担が下がることはないということは承知した。

次に、中日新聞によると、共同通信社の世論調査では、景気がよくなったかとの質問に対して、実感していないという回答が84.8%との結果が出

ている。毎日新聞によれば、消費税が8%になって暮らし向きはどうかという質問に対して、よくなったという回答は僅かに1%、悪くなったが45%、変わらないが43%となっている。ほとんどの人はアベノミクス効果が実感できないという状況である。

しかもこの間、70歳から74歳の方の窓口負担は1割から2割になっている。消費税増税の際の説明では、社会保障の充実ということが言われているが、実際にはこのように限度額は上がるし、厚生労働省は引き続き限度額を引き上げていくという方向性が新聞でも報道されている。

そういう点で、消費税率を上げたものの、国民にとってみれば、生活はよくなっていないのではないかと感じている。本市でも社会保障の分野での負担は増えるのか、生活はよくなるのか、というのがみなさんの実感ではないかと思うが、その点についての考え方はどうか。

【富永保険医療年金課長】

国は、平成25年10月1日に「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」を閣議決定しており、消費税収の増加分すべてを子育て、医療、介護、年金といった社会保障の充実・安定化に充てるとしている。

そのうち、医療に係る充実・安定化に向けた施策としては、医療保険制度の財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等の3つの柱を掲げている。

具体的には、2点目の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保に係る施策として、国民健康保険の低所得者に対する保険税軽減措置の対象が本年4月から拡大されており、国民健康保険税の均等割、平等割に係る2割減額、5割減額の対象となる軽減判定所得が引き上げられている。この内容は、平成26年7月18日に開催した当運営協議会にて報告をしている。

3点目の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等に係る施策として、高額療養費制度の負担額について、所得に応じた見直しが行われ、中低所得世帯の負担軽減が来年1月から実施される予定となっている。この内容については、この後、協議会資料の3その他の中で説明をする。

各委員にその他、意見等がないことを確認し、議題(1)に係る質疑応答を終結した。

〔結果〕

協議会規則第6条の規定により「国民健康保険税課税限度額の改定につ

いて」を採決の結果、賛成多数で諮問のとおり答申することに決した。

議題(2)「出産育児一時金の改定について」

【富永保険医療年金課長】

出産育児一時金の改定について、会議資料に基づき説明した。

〔質疑応答〕

なし

議題(2)に係る質疑応答を終結した。

〔結果〕

協議会規則第6条の規定により「出産育児一時金の改定について」を採決の結果、全会一致で諮問のとおり答申することに決した。

答申書は、青山会長が事務局と協議のうえ作成し、会長から市長に答申することとした。

議題(3)「その他」

【富永保険医療年金課長】

高額療養費の算定基準額の見直しについて、会議資料に基づき説明した。

〔質疑応答〕

なし

議題(3)に係る質疑応答を終結した。

〔結果〕

説明を受けた。

各委員にその他、意見等のないことを確認し、閉会とした。

上記のとおり、平成 26 年 10 月 20 日開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員 2 人が署名する。

平成 26 年 11 月 21 日

会 長 青 山 倫 子

署名委員 石 田 洋 一

署名委員 熊 谷 三映子